

本 交 政 第 8 号
令和4年2月17日

本庄市交通政策協議会委員 様

本庄市交通政策協議会 会長 今井 和也
(公印省略)

令和3年度第3回 本庄市交通政策協議会
令和4年度生活交通確保維持改善計画の変更に係る書面協議について (依頼)

残雪の候、貴職におかれましては、ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。

さて、令和3年度第1回本庄市交通政策協議会において承認されました令和4年度生活交通確保維持改善計画について、別紙のとおり変更が生じたので、変更に係る協議を実施したいと存じます。

つきましては、下記のとおり書面にて協議させていただきますので、よろしくご願ひ申し上げます。

記

【協議事項】 令和4年度 生活交通確保維持改善計画の変更 (案) について
(事業対象期間：令和3年10月1日～令和4年9月30日)

資料「生活交通確保維持改善計画（地域内フィーダー系統確保維持計画を含む）(抜粋)」をご確認のうえ、変更箇所についてご審議ください。概要については、別紙「令和4年度生活交通確保維持改善計画の変更（案）の概要について」をご覧ください。

※協議事項をご審議いただき、令和4年2月24日（木）までに別紙様式の書面協議書にてご回答をお願いいたします。

※同封の封筒、又はFAXにて送信していただきますようお願いいたします。

※国への報告の都合上、回答期日までにご回答いただけない場合は、「承認」とさせていただきますのでご了承をお願いいたします。

※なお、書面協議の結果は、市のホームページに掲載をいたします。

事務局：本庄市 都市整備部 都市計画課
担 当：菊池
電 話：0495（25）1136（直通）
FAX：0495（24）0242
E-mail：tosikei@city.honjo.lg.jp

令和4年度生活交通確保維持改善計画の変更(案)の概要について

1 変更の理由

デマンド交通のうち、児玉山間地域を運行するもといずみ号では、児玉中学生の通学用として、7時40分(いろは橋折返し場発)、18時10分(児玉中学校発)を運行しており、席に余裕がある場合には、予約のうえで一般の方も乗車できます。

令和4年3月で、いろは橋折返し場から定期的に通学している生徒が卒業し、4月からは利用しなくなることから、令和4年度生活交通確保維持改善計画に規定するもといずみ号の運行形態を変更するものです。

2 変更の内容

令和5年4月からは、いろは橋折返し場から乗車する生徒の利用が再び予定されていることから、通学用として、7時40分(いろは橋折返し場発)、18時10分(児玉中学校発)の路線は維持します。

その上で、いろは橋折返し場・児玉中学校間の停留所から不定期に通学用としてもといずみ号を利用する生徒の利便性を維持するため、一般の方の予約がない場合には、通学区間のみ運行することとし、18時10分(児玉中学校発)については、一般の方の予約がなく、かつ、生徒の利用がないことが明らかな場合には、運行しないこととするものです(変更内容については資料「生活交通確保維持改善計画(地域内フィーダー系統確保維持計画)(抜粋)」の赤字箇所を参照してください)。

また、もといずみ号の運行形態の変更に伴い、計画運行回数についても、スクールバスとしての見込み利用数を加算していたものを削る変更をするものです。

なお、令和4年度生活交通確保維持改善計画の承認後、東京オリンピック・パラリンピックの開催に合わせた祝日の移動に伴い、デマンド交通の運行日が1日増加したため、計画運行回数も1日分の運行回数を加算しておりますので、ご了承ください。

3 変更後の流れ

令和4年度生活交通確保維持改善計画の変更(案)について

今回ご審議いただく内容になります。令和4年3月上旬を目途に国土交通省へ報告します。

↓ ↓

もといずみ号の運行形態の変更

令和4年4月からの児玉中学校の新学期に合わせて運行形態を変更します。

本庄市交通政策協議会 事務局

(本庄市 都市整備部 都市計画課) 宛 FAX : 0495-24-0242

令和3年度第3回 本庄市交通政策協議会 書面協議書

【協議事項】 令和4年度 生活交通確保維持改善計画の変更(案)について
(事業対象期間: 令和3年10月1日~令和4年9月30日)

- ※ 同封の資料をご確認いただき、いずれかにを付けてください。
- ※ 承認いただけない場合、(意見欄)に理由をご記入ください。

- 承認します。
- 承認できません。

(意見欄) ご意見等がありましたらご記入ください。

令和4年2月 日

(あて先) 本庄市交通政策協議会 会長 今井 和也

本庄市交通政策協議会 委員

氏 名 _____

連絡先 _____